司法書士•行政書士から見た組織再編の手続きの注意点（チェックポイント）

司法書士•行政書士 星野リーガル・ファーム代表司法書士 星野 文仁

## 目次

## 1．企業再編の種類 〔P．3～9〕

P．3．$\cdots$（1）合併
P． $4 \cdots$（2）（1）分割（吸収•新設）
P．5…（2）（2）分割における分社型•分割型分割
P． $6 \cdots$（3）株式交換
P． $7 \cdots$（4）株式移転
P． $8 \cdots$（5）企業買収（M\＆A）
P． $9 \cdots$（6）事業譲渡

## 2．組織再編（吸収合併）の流れ［P．10］

3．組織再編の留意点 〔P．11～16〕
P． 11 ••（1）決算公告の有無
P．12••（2）許認可事業の組織再編
P．13••（3）保証協会付融資
P．14••（4）税務上の問題
P． $15 \cdot \cdot(5)$ 不動産移転コストの問題

## 4．事例紹介［P．16～32］

P．16••（1）（1）吸収分割を使った企業再生
P．18••（1）（2）吸収分割を使った企業再生
P．19••（2）（1）吸収分割を使った事業譲渡
P． 20 •（2）（2）吸収分割を使った事業譲渡
P． $21 \cdot$（3）（1）吸収分割と免責の登記を使った事例
P． 22 －（3）（2）吸収分割と免責の登記を使った事例
P． $23 \cdot$（3）（3）吸収分割と免責の登記を使った事例
P． $24 \cdot$－（3）（4）吸収分割と免責の登記を使った事例
P． $25 \cdots$（3）（5）吸収分割と免責の登記を使った事例
P． 26 •（3）（6）吸収分割と免責の登記を使った事例
P． $27 \cdot$（4）（1）新設分割を使った兄弟対策
P． $28 \cdot$－（4）（2）新設分割を使った兄弟対策
P． $29 \cdot$（5）（1）M\＆A新設分割と免責の登記を使った事例
P． $30 \cdots(5)(2) M \& A$ 新設分割と免責の登記を使った事例
P． $31 \cdot$（5）（3）会社分割のメリット（株式譲渡等のデメリット）
P． $32 \cdot$（5）（4）会社分割のメリット（株式譲渡等のデメリット）

## 1．企業再編の種類 <br> （1）「合併」



吸収合併 …消滅会社の権利義務の全部を存続する承継会社に承継させるもの （会社法2条1項27号）


新設合併 ‥二以上の会社がする合併であって，消滅会社の権利義務の全部を存続する新設会社に承継させるもの（会社法2条1項28号）


## 1．企業再編の種類 <br> （2）－1）「分割」（吸収•新設）

吸収分割 $\cdot$ 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること（会社法2条1項29号）


新設分割 $\cdots$－又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立させる会社に承継させること（同30号）


## 1．企業再編の種類 <br> （2）－（2）分割における分社型•分割型分割

## 分社型分割 ${ }^{*}$ 分割対価として，分割会1社に新設会社株式を交付

## 分割型分割 $\begin{gathered}* \text { 分割対価として，分割会社 }\end{gathered}$



## 1．企業再編の種類 （3）「株式交換」



## 1．企業再編の種類 （4）「株式移転」



$$
\begin{aligned}
& \text { * 新たにB社を設立し, A社の株式とB } \\
& \text { 社の株式 (又はは社債等の対価)とを交 } \\
& \text { 換(A社株式をB社に移転)する。 } \\
& \rightarrow \mathrm{A} \text { 社はB社という完全親会社を設立し } \\
& \text { たこととなる。 }
\end{aligned}
$$

## 1．企業再編の種類 <br> （6）「事業譲渡」

A社の事業の全部又は一部（C事業）を，B社が現金で買収する。


